

## 東京都難病診療連携拠点病院等の指定

## 指定

○令和6年4月1日に再指定

「小児期の医療機関から患者を受け入れること」が指定要件として追加

- ・東京都難病診療連携拠点病院 13病院（三次保健医療圏を単位として指定）
- ・東京都難病診療分野別拠点病院 2病院（三次保健医療圏を単位として指定） ※令和6年新設
- ・東京都難病医療協力病院 41病院（概ね二次保健医療圏に1か所以上指定）

## 取組

- ・移行期医療連携ネットワークに参加
- ・移行期医療連携ネットワークのメーリングリストを通して、移行期に関する情報を交換  
（東京都移行期医療支援センターより、症例検討会、医療機関向け研修に関する情報を提供）